

11 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進について

近年、わが国では平成 30 年西日本豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など、毎年のように自然災害に襲われ、甚大な被害を受けている。

また世界の各地でも記録的な高温や大雨、干ばつなどの異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表している。

こうした中、地方自治体では地球温暖化防止に向けて脱炭素化を目指す動きが加速し、「2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明する自治体（ゼロカーボンシティ）は、令和 3 年 4 月 16 日時点で 370 自治体、人口では約 1 億 1,011 万人まで増加している。

また、国は菅総理大臣が所信表明において「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、さらに、衆参両議院において「気候非常事態宣言」が決議されたことで、国全体が地球温暖化と向き合う姿勢が明確になった。

2050 年までに脱炭素社会を実現するためには、国が次期地球温暖化対策計画において 2030 年の温室効果ガス排出削減目標を大幅に引き上げることや、次期エネルギー基本計画において少なくとも「2030 年の再生可能エネルギー発電比率 40%超」といった導入目標を設定することに加え、国、地方そして国民が一体となって取組を推進することが不可欠である。

については、関係省庁による緊密な連携・協力のもと脱炭素社会の実現に向けた総合的な対策の検討と推進を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 総合交付金の創設

再生可能エネルギーの普及拡大など、地方の実情に応じて活用できる、自由度の高い総合的な交付金を創設すること。

2 再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大させるため、系統接続の制約を解消するとともに、構造的に問題のある電力市場の制度設計を早急に見直すこと。

3 公共的な施設整備におけるゼロカーボン要件の必須化

国が実施する公共的な施設整備に対する補助事業については、カーボンニュートラルを確実に達成するため、ゼロカーボンに資する補助要件を必須化すること。

4 産業振興に資する研究開発への支援

カーボンニュートラルの実現に向け、地域の企業、産業支援機関、大学における革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。